

## 板橋区高齢者シェルター事業実施要綱

(平成18年4月1日区長決定)

### (目的)

第1条 板橋区高齢者シェルター事業（以下「事業」という。）は、家族から虐待を受けている高齢者、自宅での生活が困難な身寄りのない認知症高齢者等、緊急対応が必要な高齢者を一時的に保護することにより、高齢者又はその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の実施)

第2条 この事業は、事業運営を委託した社会福祉法人等（以下「委託施設」という。）が保有するベッドを利用して実施する。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、板橋区に住所を有する、おおむね65歳以上の在宅の要援護高齢者であって、家族からの虐待・放置等により在宅生活が困難と認められ、緊急に施設入所による保護が必要な高齢者であり、かつ、次の要件を備えている者とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 特に医師等の治療を要しない者

(2) 感染性疾患のない者

(3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の措置を講じることができない者

2 前項の規定にかかわらず、医療機関が委託施設である場合には、前項各号の規定は適用しない。

### (利用期間)

第4条 入所の期間は、原則として7日以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### (利用の申請)

第5条 事業の利用を希望する本人、本人の家族、代理人等（以下「申請者」という。）は、高齢者シェルター利用申請書（別記第1号様式）及び同意書（別記第2号様式）を、区長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと、区長が認める場合には、口頭により申請することができる。

### (利用の決定)

第6条 区長は、利用の申請を受理したときは、速やかに第3条の規定に該当するかどうかを審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において区長は、第3条の規定に該当するときは、高齢者シェルター利用決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するとともに、高齢者シェルター依頼書（別記第4号様式）により、委託施設に通知するものとする。

(利用の決定の取消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者の、医療処置又は感染性疾患のため、委託施設での受入れが不相当と認められるとき。
- (2) 利用者の暴力行為等により、委託施設又は他の入所者の安全に、支障があると認められるとき。

(移送)

第8条 入退所時における移送は、原則として申請者が行うものとする。

(費用負担)

第9条 利用者は、入所に要する費用のうち、別表に定める額に利用日数を乗じた額を、区長に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、前項の規定により支払うべき食費を委託施設に支払った場合には、施設利用料のみを区長に支払うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、入所に要する費用は、利用者の負担とする。
- 4 利用者が負担する費用のうち、委託施設に支払うべき費用について、区長は、利用者に代わり当該施設に支払うことができる。この場合において、区長は、当該費用を利用者に求償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行し、第9条に1項を加える改正規定は、平成23年12月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

	食 費	施 設 利 用 料	合 計
基準額	1,380円	1,150円	2,530円
第1段階	300円	320円	620円
第2段階	390円	420円	810円
第3段階	650円	820円	1,470円

基準額	住民税課税世帯
第1段階	生活保護受給者又は住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	住民税世帯非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者
第3段階	住民税世帯非課税で利用者負担第2段階以外の者

### 高齢者シェルター利用申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

申請者	氏名		利用者との関係	
	住所		電話	

板橋区高齢者シェルター事業を利用したいので、次のとおり申請します。  
 また、申請に当たり、利用者並びに世帯全員の所得及び生活保護受給の有無の確認をすることについて承諾します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日( 歳)
	住所			電話	

利用期間	年 月 日( ) から	年 月 日( ) まで	日間
------	-------------	-------------	----

利用施設名	
-------	--

家族の状況	氏名	年齢	続柄	備考

緊急連絡先	第一	氏名		住所	電話
	第二	氏名		住所	電話

医療状況	治療中の病気		既往歴	
	かかりつけ医氏名		病院名	
	住所		電話	
	健康保険	<input type="checkbox"/> 国保・社保 有・無 <input type="checkbox"/> 生活保護		

担当居宅介護支援事業者	事業者名
	担当者  電話



# 同意書

高齢者シェルター事業の利用に当たっては、次の事項を遵守し、万一事故が生じても板橋区及び利用施設の過失による場合を除き、一切異議申立てをいたしません

## 記

- 1 申込書の記載事項に変更があった場合は、直ちに板橋区長に連絡いたします。
- 2 高齢者シェルターの利用に当たりましては、利用施設職員の指示に従います。
- 3 高齢者シェルターの利用に当たっては、入所期間が満了したときは速やかに退所いたします。万一、真にやむを得ない理由により退所が遅延する事由が生じたときは、直ちに連絡し指示に従います。
- 4 高齢者シェルターの利用に当たって、利用施設職員及び他の利用者に対して暴力行為又は暴言等を行ったときは、高齢者シェルターの利用施設から退去されても、板橋区及び利用施設に対して異議申し立てはいたしません。
- 5 失禁等により利用施設の備品・設備等を交換する事態になったときは、その賠償をいたします。
- 6 高齢者シェルターの利用に要した費用につきましては、速やかに板橋区及び利用施設に対してお支払いいたします。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者

住 所

氏 名

利用者との続柄

利用者

住 所

氏 名

事 案 番 号  
年 月 日

様

高齢者シェルター利用決定通知書

板 橋 区 長

○ ○ ○ ○

高齢者シェルター事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

利用者	氏 名			
	生年月日		性 別	
	住 所			
	費用負担			
利用年月日				
利用施設名				

事 案 番 号  
年 月 日

様

高齢者シェルター依頼書

板 橋 区 長  
○ ○ ○ ○

高齢者シェルター事業について、下記のとおり依頼します。

利用者	氏 名			
	生年月日		性別	
	住 所			
利用年月日	年 月 日～ 年 月 日			

理 由	
-----	--